

生駒市訓令甲第4号

生駒市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年4月13日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する訓令

生駒市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程（平成14年8月生駒市訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「総務部長」を「地域活力創生部長」に改める。

第4条第2項中「総務課長」を「ICTイノベーション推進課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月13日から施行する。